

12/4 朝日

# 再稼働禁止求め

## あす仮処分申請

### 高浜・大飯 福井地裁に

再稼働に向けた原子力規制委員会による審査が進む関西電力の高浜原発3、4号機(福井県高浜町)と大飯原発3、4号機(同県おおい町)について、地元住民らが再稼働禁止を求める仮処分を5日、福井地裁に申し立てることがわかった。同地裁が再稼働を禁じる仮処分を決定すれば、両原発は当面再稼働できなくなる。

大飯3、4号機の再稼働をめぐる訴訟では、同地裁は5月、地震対策の不備を認定し「原発の本質的な危険性」を指摘。発電コストより「生存にかかわる人格権」が優先するとして、関電に運転差し止めを命じた。仮処分を申し立てるのは、この訴訟の原告4人を含む6人。関電がこの地裁

判決を不服として名古屋高裁金沢支部に控訴したため判決は確定せず、大飯3、4号機が新規制基準に適合すると判断されれば、関電は法的には再稼働できる。住民らは、審査が進む高浜3、4号機も合わせて再稼働が迫っていることを訴え、暫定的に運転の差し止めを命じるよう求める方針だ。

住民側の原告弁護士は、5月に判決を言い渡した同地裁の樋口英明裁判官が今回の申し立ての審理に当たるとみており、安全対策の基準となる基準地震動の想定や使用済み核燃料を貯蔵するプールの安全性について、再び対策の不備を指摘して再稼働を禁じる判断が得られると期待している。

(坂本純也)